

様式第3号（第9条関係）

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	平成31年度第1回みよし市まちづくり審議会		
開催日時	平成31年4月18日（木曜日） 午後1時30分から午後2時50分まで		
開催場所	みよし市役所4階401会議室		
出席者	（副会長）長屋 貢嗣、（委員）昇 秀樹、（委員）宮崎 幸恵、（委員）村田 尚生 （事務局） 小野田市長、柴田都市建設部長、小嶋都市建設部次長兼都市計画課長、舟橋都市計画課主幹、鈴木都市計画課主任主査、加藤都市計画課主任主査		
次回開催予定日	令和2年4月16日（木曜日）		
問合せ先	都市建設部都市計画課 担当者名 鈴木、加藤 電話番号0561-32-8021 ファックス番号0561-34-4429 メールアドレス toshi_k@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・ <span style="border: 1px solid black;">議事録要約</span>	要約した理由	みよし市まちづくり土地利用条例 施行規則第9条第4項の規定により会議が非公開であるため
審議経過	<p>○小嶋次長：本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、平成31年度第1回みよし市まちづくり審議会を始めさせていただきます。なお、本日は、大場会長から欠席の御連絡をいただいておりますが、みよし市まちづくり土地利用条例施行規則第9条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告させていただきます。それでは、はじめに、市長より挨拶を申し上げます。</p> <p>○市長：本日は、大変お忙しい中、みよし市まちづくり審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃は、本市のまちづくりに格別なる御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。本審議会は、みよし市まちづくり土地利用条例に基づき、市長の諮問に応じて、本市のまちづくりに関する事項に対し、調査、審議をいただく附属機関でございます。本日の審議会は、市民の皆さまに対し、平成30年度の条例の施行状況を公表するに当たり、審議会の意見をお伺いするために開催するものでございます。詳細につきましては、後ほど事務局から説明いたしますが、平成30年度につきましては、開発事業に対する助言、勧告や命令を行うような案件はありませんでしたが、勧告等が必要な案件が提出された場合は、委員の皆様から専門的な御意見をお伺いすることとなりますので、よろしく申し上げます。</p>		

さて、本市では、まちづくりの基本となる計画で、本市の最上位に位置する「第2次みよし市総合計画」を平成31年3月に策定いたしました。この総合計画の策定を受けまして、現在、本条例に基づく、「みよし市まちづくり基本計画」を平成30年度と平成31年度の2年間で、改定作業を進めているところでございます。総合計画に掲げるまちづくり像の実現のため、本条例の施行に関する事項、また、まちづくり基本計画に関する事項について、皆様のお力添えをいただければと思います。最後になりますが、今後とも本市のまちづくり行政につきまして、御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○小嶋次長：今回の審議会では条例に基づき審議会への諮問事項がございます。市長より諮問事項を副会長へ手渡していただきます。

#### 【市長から副会長へ諮問】

○小嶋次長：ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思いますが、ここで市長はいったん退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 【市長退室】

○小嶋次長：審議に先立ちまして、長屋副会長より御挨拶をお願いします。

○長屋副会長：平成の最後で、令和の最初の審議会ということになりますが、大場会長が御欠席ということで、規定上私が取り回しをすることになりますので、審議について御協力の程、よろしくお願いいたします。

○小嶋次長：ありがとうございました。この4月に市の人事異動もありましたので、事務局職員の紹介をさせていただきます。

#### 【事務局自己紹介】

○小嶋次長：それでは、諮問事項について、御審議いただきたく存じます。みよし市まちづくり土地利用条例施行規則第9条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日は、会長が欠席のため、同規則第8条第3項の規定により、副会長が会長の職務を代理することになっておりますので、長屋副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長屋副会長：事務局より、「みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況に関する事項」について、説明してください。

○舟橋主幹：それでは、説明をさせていただきます。資料は、1ページとなります。始めに、まちづくり土地利用条例の定義の中で、条例に規定された開発事業の確認をさせていただきます。開発事業には資料の左側、特定開発事業と右側の小規模開発事業の2種類が規定されています。特定開発事業は、土地の区画形質の変更で、開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの、10mを超える中高層建築物、共同住宅で計画住戸数が6戸以上又は延べ面積の

合計が1,000平方メートル以上の建築物等が該当し、法令等による許認可申請の前に、条例に基づく手続きが必要となります。また、小規模開発事業は、特定開発事業以外の開発事業で、みよし市が独自で定める土地利用誘導区域の中で行われる事業となり、届出が必要となります。それでは、1、特定開発事業の(1)受付件数及び処理状況等の①構想届出書の状況についてですが、これは、特定開発事業の中で、2,000平方メートル以上の一団の土地を開発区域とする特定開発事業を行おうとする場合に、土地の所有権、や、賃借権を取得する契約の締結前に、必要な届出となります。受付件数は8件、うち②の開発計画書の提出あったのは7件、提出されていないのは1件でございます。次に②開発計画書をご覧ください。これは、特定開発事業を行おうとするときに、「開発計画書」を市長に提出し、まちづくり基本計画との整合性や開発基準等を協議しなければならないもので、先程の構想届出があった7件を含め29件あり、内容を精査し助言、勧告しないものが26件、現在手続中のものが、3件あります。なお、市が受付をしてから、助言、勧告しない旨の通知までの平均日数は、1か月間の縦覧期間を含め、約42.3日となり、遅滞なく手続が行われています。次に意見書の提出、公聴会の開催請求です。開発計画書が提出され1か月間縦覧を行い、縦覧期間中に近隣や周辺住民の方々が請求できるものですが、平成30年度については、2件ございました。続いて、③協議後開発計画書の提出です。これは、開発計画書について助言・勧告しない旨の通知を受けた後、近隣説明の結果を踏まえ変更があった部分を修正していただき、また、修正が無くても提出していただくもので、提出された26件のうち内容を審査し、中止、変更等の命令をしないものが、同数の26件となっております。なお、②の開発計画書の受付から、協議後開発計画書に対する中止・変更等の命令をしない旨の通知までの平均日数は、約59.9日となっております、スムーズな条例の運用がされているものと思います。次に、変更開発計画書の提出はございませんでした。変更開発計画書の提出につきましては、協議後開発計画の届けをした後、事業が完了するまでの間に、協議後開発計画の内容を変更しようとするときに、協議を必要としています。続いて、④工事完了届出です。26件中6件が完了、現在事業中のものが、20件であり、工事の停止等の命令はございませんでした。また、(2)では、特定開発事業の提出された開発計画書の内容をお示ししております。ご覧いただければと思います。次に、右側へと移りますが、2、小規模開発事業の(1)受付件数及び処理状況です。受付件数は56件であり、助言・勧告に該当しないものが、同数の56件でありました。また、(2)で小規模開発事業の内容をお示ししております。最後に、3. その他条例に基づく市長の事務に関する事項としまして、条例第45条の国、地方公共団体その他規則で定める公的な団体が特定開発事業を実施しよう

とする場合の特例については、0件でした。

○長屋副会長：ありがとうございました。今説明を受けました施行状況について、委員の皆様からの質問を承りたいと思います。

○昇委員：話を伺った範囲でいくと、条例が上手く機能していて、上手く運営されているという理解でよろしいでしょうか。

○舟橋主幹：はい。そうです。

○村田委員：今回意見書の説明をいただきましたが、これまでもあったのでしょうか。

○鈴木主任主査：平成29年度は1件意見書の提出がありました。例年数件は出ています。

○長屋副会長：特定開発事業の構想届出書のところで、開発計画書が提出されていないものが1件ありますが、特殊な事情があって提出されていないのですか。

○舟橋主幹：苧生山田地区の開発について、構想の届出が出されており、まだ開発計画書が出されていませんが、今後提出される予定になっております。民間の住宅開発をすることになっています。

○長屋副会長：今後、提出されるということで、異常な事態ではないということでもいいですね。

○舟橋主幹：そうです。

○長屋副会長：それでは、当審議会の意見をまとめます。まちづくり条例は、適正に処理されている、という意見でよろしいでしょうか。

**【各委員賛成】**

○長屋副会長：それでは、本審議会の答申案を事務局より配布致します。今、お配りした、答申案でよろしいでしょうか。

**【各員賛成】**

**【副市長入室】**

○小嶋次長：それでは、長屋副会長から答申をお願いします。

**【長屋副会長から市長へ答申】**

○小嶋次長：ありがとうございました。それでは、酒井副市長より一言お願いいたします。

○酒井副市長：本来であれば、小野田市長がここに参りまして、御挨拶を申し上げるところではございますが、公務出張のために不在でございますので、私が代理でご挨拶をさせていただきます。本日は慎重な御議論をいただき、付議に対する答申をまとめていただき、ありがとうございました。皆様には御多忙の中、御出席を賜り、活発な御意見や御議論をいただき誠にありがとうございます。審議会の中でいただいた貴重な御意見、御提言は、本市のまちづくり行

政において、大いに参考とさせていただきたいと思います。今後とも、本審議会の運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○長屋副会長：これを持ちまして、審議を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○小嶋次長：ありがとうございました。副市長は公務のため退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

**【副市長退室】**

○小嶋次長：事務局から連絡事項があります。

○鈴木主任主査：来年度予定ですが例年4月の第3木曜日に開催させていただいておりますので、令和2年度につきましては、令和2年4月16日午後1時30分からで、予定させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○小嶋次長：以上を持ちまして、平成31年度第1回みよし市まちづくり審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。